

(公財) 日本陸上競技連盟からの資金の受け入れについて

定款第5条及び令和5年度収支予算書の記載のとおり、当財団の設立者である(公財)日本陸上競技連盟から、大会の準備及び運営等のため、基本財産等を含め10億円を上限として拠出することの申出があり、受け入れることとしたい。

【参考】

- (決議事項とする根拠条文)
一般財団法人東京2025世界陸上財団評議員会運営規程
第7条 評議員会は、次の事項を決議する
十 重要な財産の処分及び譲受け
- 定款第5条 (財産の拠出)
当法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。
現金 金 3百万円
- 令和5年度収支予算書 (令和5年7月4日第1回理事会承認)
(1) 経常収益 ⑤受取寄付金 予算額 997,000千円